

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定に基づく契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
1	配水管更新工事にかかる 設計施工監理等業務(西区 富士見が丘)	水道局配水課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel:078-958-7688	2025年10月6日	(一財)神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町5-6-30	233,633,400	本業務は、公共工事の発注事務等を含み、公共工事の品質確保の促進に関する法律第22条の規定条件を備えるものへの委託を要する。 また、本業務に含まれる工事監理等においては、水道工事に関する知識や経験、技術に加え、本市水道施設の特徴を熟知している必要があるとともに、水道局に代わって道路管理者など関係機関との協議や申請等を円滑に進めることが求められるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
2	水道局お客様サポートシステム運用保守業務	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel:078-797-5555	2025年10月30日	株式会社第一コンピュータリソース 大阪市中央区安土町2-3-13	12,650,000	本システムは競争入札によって当該事業者が開発した神戸市独自のシステムである。本業務遂行にあたっては、本システムに関する知識及び運用ノウハウが必要不可欠であり、当該事業者はこれらを有する唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に該当)
3	お客様サポートシステム機能(漏水減免申請機能等)追加業務	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel:078-797-5555	2025年10月30日	株式会社第一コンピュータリソース 大阪市中央区安土町2-3-13	9,680,000	本システムは競争入札によって当該事業者が開発し、運用保守業務を継続する神戸市独自のシステムである。本業務遂行にあたっては、本システムに関する知識及び運用ノウハウが必要不可欠であり、当該事業者はこれらを有する唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に該当)
4	神戸市水道局お客さま受付センター問い合わせ内容分析業務に係る委託業務	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel:078-945-7608	2026年1月28日	大阪市都島区東野田町4-15-82 株式会社NTTマーケティングアクトProCX	4,840,000	お客さま受付センターの通話記録を用いたVOC分析を行い、その結果をFAQ改定、応対スクリプト見直し等の運用改善へ速やかに反映する必要があるため、受付センター構築運用業務と一体的な実施が不可欠である。このため、同業務の受託事業者と契約するものとする。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
5	西垂水第2高層配水池機械警備復旧作業	水道局技術企画課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel:078-381-9586	2026年3月9日	ALSOK株式会社神戸支社 神戸市中央区磯辺通4丁目1番44号	5,101,580	別契約である水道施設機械警備業務(その1)において水道施設警備を一体として行っており一体不可分の関係にあり、別事業者が警備装置を整備することが合理的・経済的と言えないため。 当施設の機械警備に関する技術・知識を持ち、確実に業務を履行できるのは選定業者以外にはいない。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
6	お客様サポートシステム外部メールサービス対応業務	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel:078-797-5555	2026年3月19日	株式会社第一コンピュータリソース 大阪市中央区安土町2-3-13	6,930,000	本システムは競争入札によって当該事業者が開発した神戸市独自のシステムであり、当該事業者が本業務を遂行できる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に該当)